

農業集落排水事業受益者申出書についての取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、農業集落排水事業受益者申出書(以下「受益者申出書」という。)の提出可能である要件について、必要な事項を定めるものとする。

(受益者申出書の提出可能である要件)

第2条 受益者申出書の提出可能である要件については、以下のいずれにも該当する場合に限るものとする。ただし、公営企業管理者が、やむを得ない理由があると認めるときには、この限りではない。

- (1) 農業集落排水処理施設に面していること。
- (2) 建築用途は一般住宅であること。ただし、一般住宅以外であり別表に該当する場合はこの限りではない。
- (3) 住宅建築に都市計画法第29条、第43条の許可が必要な区域においては、許可を得ること。
- (4) 建築確認申請が必要な場合は許可を得ること。
- (5) 本管の土被りが3.5m未満の箇所であること。
- (6) 用水路や擁壁等によって取付管の下越し配管が困難な箇所ではないこと。
- (7) 市道である箇所に取付管を設置希望であること。
- (8) 上水道・NTTケーブル・用水管等の埋設物により取付管の設置が困難ではないこと。
- (9) 道路の全面舗装(新設、改良、オーバーレイ等)施工後3年を過ぎている箇所で取付管を設置希望であること。
- (10) 取付管の管底が路面より1.0m程度(1.3m未満)の深さに設置希望であること。
- (11) 分担金を全額納入後に取付管を施工するものであること。

2 前条第5号について、本管の土被りが2.5m以上の箇所の場合は取付

管の施工時期は6月15日から10月31日以外に限り要件を満たすものとする。

(その他)

第3条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月3日から施行する。

別表（第2条関係）

制限のある施設	制限値
公民館・集会所	延べ床面積400m ² 以下
公民館・集会所（30m ² 以下の厨房含む）	延べ床面積200m ² 以下
事務所等（トイレ、手洗い場のみ）	延べ床面積400m ² 以下
集合住宅（アパート）	10戸（1宅地2棟10戸以下でも同名義なら可）
老人介護施設	定員 30人（スタッフを含む）
イートインなしの店舗	延べ床面積 200m ² 以下
イートインありの店舗	延べ床面積 100m ² 以下
飲食店	店舗面積 60m ²
前橋東部地区（前橋市小屋原集落排水処理施設で処理する地区）、公田地区内の接続	処理施設の能力オーバーのため、一般住宅のみ

別表の範囲を超えるものについては、受益者申出書を受理しないものとする。